

意見書案第11号

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

標記の意見書案を別紙のとおり、逗子市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和2年12月14日

逗子市議会議長 丸山治章 殿

逗子市議会議員 橋爪明子 

同 加藤秀子 

同 勾坂祐二 

同 松下 意 

(別紙)

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

厳しい日本経済にコロナ禍が追い打ちをかけ、日本経済は深刻な危機に直面している。コロナ禍でライフラインを支え続けている労働者の多くが非正規雇用労働者で最低賃金近傍の低賃金で働いている。また、最低賃金が低いC・Dランクの地域ほど、中小企業が多く経済的ダメージはより深刻だ。この難局を乗り越えるには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の底上げを図ることが不可欠である。格差と貧困を縮小するためには、最低賃金大幅引上げと地域間格差をなくすことがこれまで以上に重要になっている。

2020年の地域別最低賃金改定は、最高の東京都で時給1,013円、神奈川県では1,012円、最も低い7県では792円に過ぎない。毎日8時間働いても年収120万円から150万円程度であり、最低賃金法第9条第3項の労働者の健康で文化的な生活を確保することはできない。更に地域別であるがゆえに、最も低い7県と東京都と神奈川県では、同じ仕事でも時給で約220円もの格差がある。若い労働者の都市部への流出が、地域の労働力不足を招き、地域経済の疲弊につながっており、自治体の税収は減少し、行政運営にも影響がでている。全国労働組合総連合会の調査では、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に地域による大きな格差は認められず、若者1人が自立して生活するうえで必要な最低生計費は全国どこでも月22万円から24万円の収入が必要との結果である。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は、OECD諸国で最低水準であり、ほとんどの国で、地域別ではなく全国一律制をとっている。そして、政府として大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど具体的な中小企業支援策を確実に実施し、最低賃金の引上げを支えている。日本でも、中小企業への具体的で十分な使いやすい支援策を拡充する必要がある。

よって、逗子市議会は国に対し、労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会をつくるため、次の事項が実現されるよう要望する。

- 1 労働者の生活を支えるため、最低賃金1,500円以上をめざすこと
- 2 最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること
- 3 最低賃金の引上げができ、経営が継続できるように、中小企業への支援策を最大限拡充し、国民の生命と暮らしを守ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月14日

逗子市議会